

# 石川県公報

平成30年8月17日

第13131号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示	
○農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録の更新 (農業安全課)	1
○保安林の指定 (森林管理課)	2
○土地収用法に基づく事業の認定 (監理課)	3
公 告	
○平成29年度公文書の公開等の実施状況の公表 (総務課)	4
○平成29年度個人情報保護条例の施行の状況の公表 (同)	5
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (県民交流課)	6
○土地改良事業計画の変更認可公告 (農業基盤課)	7
○国土調査の成果認証公告 (同)	7
○県有財産売却入札公告 (水産課)	8
○公共測量実施公告 (監理課)	10
○土地区画整理事業に係る換地処分公告 (都市計画課)	10
○道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	10
○入札公告 (教育委員会事務局)	10
公安委員会	
○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	12

## 告 示

### 石川県告示第376号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録を更新した。

平成30年8月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 登録年月日及び登録番号  
平成25年8月12日 17065
- 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社林農産  
林 浩陽  
野々市市藤平132番地
- 登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米
- 登録の区分  
品位等検査
- 登録検査機関が農産物検査を行う区域  
石川県
- 農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
林 夢 太	金沢市久安6-206-2 (102)	玄米

- 登録更新年月日  
平成30年8月12日

- 1 登録年月日及び登録番号  
平成25年8月12日 17064
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
有限会社浅市農機  
浅市 儀寛  
珠洲市正院町小路14部2番地
- 3 登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米
- 4 登録の区分  
品位等検査
- 5 登録検査機関が農産物検査を行う区域  
石川県
- 6 農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
谷内前 達 也	珠洲市正院町飯塚4部80番地	玄米
宮 野 峰 生	珠洲市三崎町高波カ部15番地	玄米
浅 市 恭 輔	珠洲市正院町正院ち部103番地1	玄米

- 7 登録更新年月日  
平成30年8月12日

#### 石川県告示第377号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。  
平成30年8月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 保安林の所在場所  
金沢市粟崎町四丁目82の13
- 2 指定の目的  
公衆の保健
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 1 保安林の所在場所  
羽咋市福水町ケ22から25まで、27、29、64の1から64の4まで、66の1、66の2、67、71、73から77まで、マ49の1、49の2、50、51の1、51の2、未25の2、27、28の甲、29、30の甲
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び羽咋市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 石川県告示第378号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成30年8月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 起業者の名称

社会福祉法人愛里巢福祉会

#### 2 事業の種類

(仮称) 御園児童クラブ設置運営事業

#### 3 起業地

##### (1) 収用の部分

野々市市稲荷2丁目地内

##### (2) 使用の部分

なし

#### 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

##### (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、野々市市稲荷2丁目地内を起業地とする「(仮称) 御園児童クラブ設置運営事業」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、起業者が運営する放課後児童健全育成事業を行う施設の設置運営事業であり、法第3条第23号に掲げる「社会福祉法(昭和26年法律第45号)による社会福祉事業」に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

##### (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である社会福祉法人愛里巢福祉会は、必要な予算措置を講じることにより本件事業を遂行しようとするものであり、起業者は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

##### (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

#### ア 得られる公共の利益

起業者は、御園小学校区(以下「本件地域」という。)に放課後児童クラブを運営している。

本件事業を実施する本件地域は、野々市市の北に位置し金沢市や白山市に接していることに加え、JR野々市駅や国道8号線が通る立地の良さから、商業施設も多く野々市市の中でも人口が急激に増加している。また宅地開発が進み、多くの若い世代が移り住んできていることから子どもの数も増加しており、本件地域では平成30年度に小学校校舎の増築を予定している。

現在、本件地域では2か所5クラブの放課後児童クラブが運営されており、このうち1か所3クラブについて、通所のため交通量の多い通りを横断する必要があること、準用河川の隣地に設置されていること、かつ施設の老朽化及び耐震基準を満たしていないことなどが危険視されており閉所を予定している。この放課後児童クラブが閉所すると、子どもが放課後を安全に過ごす場所がなく、保護者が安心して働くことができなくなる。

本件事業の完成により、本件地域における子どもが、放課後に安全な場所で安心して過ごすことができる環境が整い、学校との連携や地域の住民、異学年との交流を通じて、発達段階に応じた自主性や社会性及び創造

性の向上と基本的な生活習慣の確立など、子どもの健全な育成が図られるとともに、野々市市が策定している「子ども・子育て支援事業計画」における、子どもの保護者が安心して子供を産み、育てることができる社会づくり、及び保護者が安心して子育てと仕事の両立ができる社会づくり等に寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### イ 失われる利益

本件事業の起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵部分が存在しているが、野々市市教育委員会より、現地発掘調査は完了しており、工事に着手しても差し支えない旨の回答を得ている。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）による、保護のために特別な措置を講ずべき動植物は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、

(ア) 定員に見合う保育スペースと保護者用駐車場が確保できること。

(イ) 継続的な事業が可能であり、小学校からの距離が近く、起業地までの経路の安全性が確保されており、自然災害による被害の恐れが低い立地条件であること。

(ウ) 技術的に施工が可能であり、施設整備費等について経済性を有すること。

以上の条件により候補地として3箇所が選定され、各候補地の優劣を社会性、経済性等により比較検討されているが、本件事業の起業地申請案が最も適切と認められる。

よって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号の要件への適合性について

##### ア 事業を早期に施行する必要性

4(3)アで述べたように、野々市市では人口が急激に増加しており、若い世代が移り住んでいることから子どもも増加しており、また、就労形態の多様化や女性の就業率の上昇などにより保護者が昼間家庭にいない子どもが増えている。また、本件地域における放課後児童クラブは5クラブあるが、3クラブが施設の老朽化及び耐震基準を満たしていないなどにより閉所を予定していることから、子どもの健全な育成を図るとともに、子どもの保護者が安心して子供を産み育てることができる社会づくりのためには、早期にそのような状況の解消を図る必要性があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### (5) 結論

(1)から(4)までで述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

#### 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

野々市市役所健康福祉部子育て支援課

## 公 告

平成29年度公文書の公開等の実施状況の公表

石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号）第33条の規定により、平成29年度における公文書の公開等についての実施状況を次のとおり公表する。

平成30年8月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 公文書の公開請求の状況

(単位：件)

請求件数	処 理 状 況						
	公 開	一部公開	非公開	不存在	存否応答拒否	取下げ	却 下
3,453	1,693	1,408	4	261	15	72	0

## 2 公開請求の実施機関（部局）別内訳

(単位：件)

実 施 機 関		請求件数	実 施 機 関		請求件数
知 事	総 務 部	74	教 育 委 員 会	317	
	危 機 管 理 監 室	11	選 挙 管 理 委 員 会	218	
	企 画 振 興 部	4	監 査 委 員 会	4	
	県 民 文 化 ス ポ ー ツ 部	8	人 事 委 員 会	1	
	健 康 福 祉 部	1,160	労 働 委 員 会	1	
	生 活 環 境 部	30	収 用 委 員 会	1	
	商 工 労 働 部	10	海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	
	観 光 戦 略 推 進 部	1	内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	
	農 林 水 産 部	162	議 会	9	
	競 馬 事 業 局	9	公 立 大 学 法 人	0	
	土 木 部	1,356	公 安 委 員 会	0	
	出 納 室	1	警 察 本 部 長	76	
	小 計	2,826	小 計	627	
		合 計	3,453		

## 3 審査請求の状況

(単位：件)

審 査 請 求 件 数		処 理 状 況						
平成28年度から の繰越件数	平成29年度の 請求件数	答 申 済			却 下	取下げ	諮問中	未諮問
		認 容	一部認容	棄 却				
38	3	0	0	8	0	0	4	29

## 平成29年度個人情報保護条例の施行の状況の公表

石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号）第52条の規定により、平成29年度における条例の施行の状況を次のとおり公表する。

平成30年8月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 保有個人情報の開示請求の状況

## (1) 開示請求の処理状況

(単位：件)

区 分	請求件数	処 理 状 況						
		開 示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	取下げ	却 下
書面による請求	1,238	638	590	0	9	0	1	0
口頭による請求 (簡易開示)	6,077	6,077	—	—	—	—	—	—
合 計	7,315	6,715	590	0	9	0	1	0

(2) 開示請求の実施機関(部局)別状況

(単位:件)

実施機関		書面による請求	口頭による請求(簡易開示)	合計
知事	総務部	1	0	1
	危機管理監室	0	0	0
	企画振興部	0	0	0
	県民文化スポーツ部	0	0	0
	健康福祉部	85	131	216
	生活環境部	0	2	2
	商工労働部	1	42	43
	観光戦略推進部	0	0	0
	農林水産部	0	1	1
	競馬事業局	0	0	0
	土木部	0	0	0
	出納室	0	0	0
	小計	87	176	263
教育委員会	1,105	5,752	6,857	
選挙管理委員会	0	0	0	
監査委員	0	0	0	
人事委員会	1	72	73	
労働委員会	0	0	0	
収用委員会	0	0	0	
海区漁業調整委員会	0	0	0	
内水面漁場管理委員会	0	0	0	
議会	0	0	0	
公立大学法人	0	77	77	
公安委員会	0	0	0	
警察本部長	45	0	45	
合計	1,238	6,077	7,315	

2 保有個人情報の訂正請求の状況

不訂正 1件

3 保有個人情報の利用停止請求の状況

該当なし

4 審査請求の状況

(単位:件)

審査請求件数		処 理 状 況						
平成28年度からの繰越件数	平成29年度の請求件数	答 申 済			却 下	取下げ	諮問中	未諮問
		認 容	一部認容	棄 却				
0	0	0	0	0	0	0	0	

5 実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出の状況

該当なし

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成30年8月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成30年7月26日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 バリアフリー総合研究所

3 代表者の氏名

山田 文代

4 主たる事務所の所在地

白山市成町712番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、バリアフリー社会の推進のために、まちづくりや建築物の整備、及び、高齢者、障害児・障害者等への支援を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

土地改良事業計画の変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

平成30年8月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	事業名	認可年月日
才 田 土 地 改 良 区	非 補 助 土 地 改 良 事 業 ( 維 持 管 理 )	平成30年8月7日

国土調査の成果認証公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成30年8月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調査を行った者の名称

鹿島郡中能登町

2 調査を行った期間

平成24年11月9日から平成30年2月21日まで

3 成果の名称

鹿島郡中能登町（東馬場、尾崎の一部）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

市 町 村	大 字	字
鹿島郡中能登町	東馬場	ニ、ヌ、エ、レ、ソ、ツ、お及び高出の各一部 ホ、ヘ、ト、チ、リ、ル、カ、ヤ、ハ、ニ、ネ、ウ、ノ、ク及びヤの全部
	尾崎	コの全部

5 認証年月日

平成30年8月17日

1 調査を行った者の名称

羽咋郡志賀町

2 調査を行った期間

平成28年5月6日から平成30年1月19日まで

3 成果の名称

羽咋郡志賀町（西海風無、西海千ノ浦、西海久喜の各一部）の地籍図及び地籍簿

## 4 調査を行った地域

市 町 村	大 字	字
羽咋郡志賀町	西海風無	マ及びレの各一部
		ソ及びツの全部
	西海千ノ浦	ロ、ヘ、2及び10の各一部
		イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、東、西、南、北、中及び8の全部
	西海久喜	ろの一部
		いの全部

## 5 認証年月日

平成30年8月17日

## 1 調査を行った者の名称

羽咋郡志賀町

## 2 調査を行った期間

平成28年5月6日から平成30年1月19日まで

## 3 成果の名称

羽咋郡志賀町(入釜、鵜野屋、地保、切留の各一部)の地籍図及び地籍簿

## 4 調査を行った地域

市 町 村	大 字	字
羽咋郡志賀町	入釜	への一部
		丙の全部
	鵜野屋	ニ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ及びワの各一部
		乙及び丙の全部
	地保	イ、ハ、ニ、ヘ及びトの各一部
		乙及び丙の各全部
	切留	ロの一部
		イの全部

## 5 認証年月日

平成30年8月17日

## 県有財産売払入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年8月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 一般競争入札に付す物件及び最低売却価格

- (1) 船 名 てどり
- (2) 隻 数 1隻
- (3) 船 質 軽合金製
- (4) 総 数 62トン
- (5) 最低売却価格 3,800,000円

## 2 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成30年9月7日(金) 午後2時
- (2) 場所 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎14階 1402会議室

## 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

以下の条件を全て満たす者とする。



- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者以外の者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者以外の者であること。
- (3) 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び以下に該当しない者であること。
  - ア 役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員及びその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
  - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

#### 4 入札案内書の交付期間及び交付場所

- (1) 交付期間  
平成30年8月17日（金）から同年9月6日（木）までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで
- (2) 交付場所  
石川県農林水産部水産課漁業管理グループ  
石川県金沢市鞍月1丁目1番地 電話番号 076-225-1653

#### 5 入札参加申込みの方法

- (1) この入札に参加を希望する者は、入札案内書に示す入札参加申込書及び添付書類を(2)の受領期限までに石川県農林水産部水産課まで持参し、又は郵送しなければならない。
- (2) 受領期限  
平成30年9月6日（木）午後5時（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。）

#### 6 現地説明の日時及び場所

- (1) 日時 平成30年8月28日（火） 午後2時
- (2) 場所 石川県金沢市大野町4丁目 金沢港大野埠頭 石川県漁業取締船てどり船上

#### 7 その他

- (1) 入札保証金  
入札しようとする金額の100分の5以上
- (2) 入札の無効  
この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法  
石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上
- (5) 売買代金の納入  
石川県が発行する納入通知書により、指定の期日までに納入すること。
- (6) 所有権の移転等  
所有権の移転は、売買代金が完納された日とし、その日から起算して3日以内に物件の引渡しを行う。
- (7) その他の事項  
詳細は、入札案内書による。
- (8) 問合せ先  
石川県農林水産部水産課

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 電話番号 076-225-1653

## 公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、輪島市長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年8月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (空中写真測量)	平成30年7月19日から 平成31年1月31日まで	輪島市

## 土地区画整理事業に係る換地処分公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があった。

平成30年8月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 土地区画整理事業の名称  
金沢都市計画事業野々市市柳町土地区画整理事業
- 施行者の名称  
野々市市柳町土地区画整理組合
- 換地処分の年月日  
平成30年7月29日
- 換地処分の内容  
平成30年7月13日付け石川県指令都第479号をもって認可した換地計画のとおり

## 道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年8月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
かほく市秋浜イ29番1及び29番7	幅員 6.00m 延長 31.87~33.07m	かほく市内日角五丁目11番地 有限会社リアル・エステート	平成30年7月26日
輪島市中段町長口30番1、30番8 及び農道の無籍地の一部	幅員 4.00~6.00m 延長 150.28m	輪島市二ツ屋町1字15番地 株式会社マルゼン不動産	平成30年7月31日

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年8月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 一般競争入札に付する事項
  - 借上件名及び数量  
教育委員会人事給与管理電子計算システムのパソコン等一式の借上げ
  - 調達件名の特質等  
仕様書等による。
  - 借上期間  
平成30年12月1日から平成35年11月30日まで

## (4) 借上場所

別途指定する場所

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成30年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当するものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) この公告に示す業務を履行できる経験、知識、能力、技術、手段等を有している者であること。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類等を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間

平成30年8月17日（金）から同月27日（月）まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

イ 提出時間

午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所

金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県教育委員会事務局教職員課

エ 提出方法

持参により提出すること。

(2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成30年8月29日（水）までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

## 4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎17階  
石川県教育委員会事務局教職員課  
電話番号 076-225-1821（内線5535） F A X番号 076-225-1824

(2) 交付期間

平成30年8月17日（金）から同月27日（月）まで（県の休日を除く。）

(3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

## 5 入札の日時及び場所

平成30年8月31日(金) 午後3時  
石川県庁行政庁舎18階 1811会議室

## 6 入札方法

入札金額は、1(3)の借上期間中の賃借料の総額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- (4) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

## 9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

## 10 契約書作成の要否

要

## 11 入札保証金及び契約保証金

免除

## 12 その他

詳細は、入札説明書による。

## 公 安 委 員 会

## 石川県公安委員会告示第91号

石川県公安委員会が行う交通の規制(昭和47年石川県公安委員会告示第48号)の一部を次のように改正する。

平成30年8月17日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1(信号機の設置場所)金沢東警察署管内の表47の項を次のように改める。

47	尾張町南交差点	金沢市大手町14番1号先	S44.10.10
----	---------	--------------	-----------

別表第11(最高速度の指定)白山警察署管内の表に次のように加える。

412	市道	ゾーン30 (1) 白山市平加町ヌ129番地先 (2) 白山市美川永代町甲217番地1先 (3) 白山市美川浜町ソ463番地先 (1)~(3)までの場所を結ぶ線により囲まれた区域内の道路(ただし、別に定める区間を除く。)	約5,400 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両(けん引 ③を除く。)
-----	----	--	----------------	----------------	----	------------------

別表第11（最高速度の指定）白山警察署管内の表212の項を次のように改める。

212	市道387号線	白山市美川中町ソ77番地先から 白山市美川浜町ソ405番地先まで	約260 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両（けん引 ③を除く。）
-----	---------	-------------------------------------	--------------	----------------	----	------------------

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢中警察署管内の表408及び409の項を次のように改める。

408		削	除
409		削	除

別表第11（最高速度の指定）白山警察署管内の表35、211及び213の項を次のように改める。

35		削	除
211		削	除
213		削	除

別表第22（右折方法の指定）大聖寺警察署管内の表4及び5の項を次のように改める。

4		削	除
5		削	除

